建設緑政局委託業務成績評定結果の通知に関する試行要領

(目的)

第1条 この試行要領は、建設緑政局委託業務成績評定要領(以下、「評定要領」という。)に基づく、委託業務の成績評定結果を適正に活用することを目的とし、試行的に評定結果を受託者に通知するために、必要な事項を定める。

(評定点の通知)

第2条 委託担当課長(委託業務を担当する課かいの長及び担当課長をい う。)は、検査完了後に、合格通知書により受託者に対し評定点を通知す る。

(評定の修正)

- 第3条 委託担当課長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要が あると認められる場合は、委託検査担当課長と協議のうえ修正しなければ ならない。
- 2 委託担当課長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該 委託業務の受託者に「委託業務成績評定通知書」により通知するものとす る。

(説明請求等)

- 第4条 第2条又は第3条による通知を受けた受託者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により、通知を行った委託担当課長に対して評定の内容について説明を求めることができる。
- 2 委託担当課長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(説明請求等の提出)

第5条 説明を求める書面の提出先は、委託担当課長とする。

(再説明請求に対する回答)

- 第6条 第4条第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から 起算して14日以内に、書面により、委託担当課長に対して評定の内容につ いて、再説明を求めることができる。
- 2 委託担当課長は、前項による再説明を求められたときは、別に定める建設緑政局及び区役所委託業務成績評定審査委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。